

## タイムズカーレンタル貸渡約款 新旧対比表(2021年4月1日改定)

| 条項                             | 新条文                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 旧条文                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条(約款の適用)<br>第3項              | 3.借受人は、第7条第1項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者に <b>本約款</b> の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 3.借受人は、第7条第1項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者に <b>この</b> 約款の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第4条(予約の取消し等)<br>第6項            | 6.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、リコール、他の借受人による返還遅延、固定電話・携帯電話・ <b>スマートフォン</b> ・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の <b>当社の責めに帰すべからざる</b> 事由により、借受人に対して予約されたレンタカーを貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合、借受人に対して当社が予め定めた方法に従い速やかに通知します。この場合において、代替レンタカーを貸し渡すことができないとき、又は代替レンタカーの借受を借受人が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。なお、予約が解除となった場合、当社は受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとし、また、予約の解除により借受人に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。 | 6.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、リコール、他の借受人による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の <b>不可抗力</b> 事由により、借受人に対して予約されたレンタカーを貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合、借受人に対して当社が予め定めた方法に従い速やかに通知します。この場合において、代替レンタカーを貸し渡すことができないとき、又は代替レンタカーの借受を借受人が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。なお、予約が解除となった場合、当社は受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとし、また、予約の解除により借受人に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。 |
| 第5条(契約の不存在)                    | 第5条( <b>契約の不存在</b> )<br>当社及び借受人は、予約の取消し、貸渡契約の不成立を <b>含め契約がない場合</b> について、前条を適用又は前条に準じて取り扱うものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第5条( <b>免責</b> )<br>当社及び借受人は、予約の取消し、又は貸渡契約の不成立について、前条に <b>定める場合を除き、相互に何らの責任も負わない</b> ものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第7条(貸渡契約の成立)<br>第1項            | 1.当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達( <b>国自旅第48号令和元年7月1日</b> )の2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第9条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとします。なお、貸渡契約の締結の際に借受人又は運転者が当社に提出した運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、借受人又は運転者に返却しないものとします。                                                                                                          | 1.当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達( <b>自旅第138号平成7年6月13日</b> )の2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第9条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとします。なお、貸渡契約の締結の際に借受人又は運転者が当社に提出した運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、借受人又は運転者に返却しないものとします。                                                                               |
| 第7条(貸渡契約の成立)<br>第7項            | 7.借受人との間に既に予約契約が成立している場合であって、第1項から第4項までに定める確認等の結果、第8条第1項に定める事由により当社が貸渡契約の締結が相当ではないと <b>合理的に</b> 判断したとき、又は借受人が本条第1項から第4項まで確認に応じないときは、借受人の都合による予約の取消しとして取り扱います。この場合には、借受人は第4条第4項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとします。 <b>ただし、当社の判断の根拠となった事実が存在しないなど、同項の適用について当社の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。</b>                                                                                                                                                           | 7.借受人との間に既に予約契約が成立している場合であって、第1項から第4項までに定める確認等の結果、第8条第1項に定める事由により当社が貸渡契約の締結が相当ではないと判断したとき、又は借受人が本条第1項から第4項までの確認に応じないときは、借受人の都合による予約の取消しとして取り扱います。この場合には、借受人は第4条第4項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとします。 <b>なお、当社は、予約申込金を受領している場合において、この予約取消手数料の支払いがあったときは、当該予約申込金を借受人に返還するものとします。</b>                                                                                                                                         |
| 第8条(貸渡契約の締結の拒絶)<br>第1項<br>第12号 | (12) パーク24グループ各社( <a href="https://www.park24.co.jp/company/about/group.html">https://www.park24.co.jp/company/about/group.html</a> )が提供するサービスに関する規約、約款に違反したとき、当該規約、約款に定める <b>利用</b> 資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る <b>利用</b> 資格を停止又は取り消されたとき。                                                                                                                                                                                                 | (12) パーク24グループ各社( <a href="https://www.park24.co.jp/company/about/group.html">https://www.park24.co.jp/company/about/group.html</a> )が提供するサービスに関する規約、約款に違反したとき、当該規約、約款に定める <b>会員</b> 資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る <b>会員</b> 資格を停止又は取り消されたとき。                                                                                                                                                                       |
| 第8条(貸渡契約の締結の拒絶)<br>第1項<br>第13号 | (13) その他、当社が貸渡しが適当ではないと <b>合理的に判断</b> したとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | (13) その他、当社が貸渡しが適当ではないと <b>認め</b> たとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第8条(貸渡契約の締結の拒絶)<br>第2項         | 2.前項の場合において、借受人との間に既に予約契約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして、借受人は第4条第4項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとします。 <b>ただし、当社の判断の根拠となった事実が存在しないなど、同項の適用について当社の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。</b>                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2.前項の場合において <b>取扱い</b> 、借受人との間に既に予約契約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして <b>取り扱い</b> 、借受人は第4条第4項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、 <b>当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。</b>                                                                                                                                                                                                                             |
| 第10条(貸渡料金)<br>第4項              | 4.借受人又は運転者が借受期間中にレンタカー車両にて <b>有料道路又は時間貸し駐車場等、他社サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその使用に係る利用料金等を自らの責任におい</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (新設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                                         |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                         | <u>て精算するものとします。</u>                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                          |
| 第 10 条(貸渡料金)<br>第 5 項                   | <u>5.前項で借受人又は運転者が ETC システムを利用した場合において、有料道路を運営する高速道路運営会社等(以下「高速道路運営会社等」といいます)から当社に対し、借受人又は運転者の有料道路の利用状況に関する問合せ等があった場合、当社は高速道路運営会社等に対し、該当する利用者に関する情報を開示することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。</u>                   | (新設)                                                                                                                                                                                                     |
| 第 16 条(借受人の責に帰すべき事由による貸渡の中途終了)<br>第 2 項 | 2.借受人又は運転者が、 <u>借受</u> 期間中に、レンタカーを私有地その他駐停車が認められていない場所に無断で駐停車し、当社が土地の所有者や警察等からレンタカーの移動を求められた場合、直ちに借受人又は運転者による移動が困難であると当社が判断したときは、当社は当該レンタカーを移動又は回収することができるものとします。                                               | 2.借受人又は運転者が、 <u>貸渡</u> 期間中に、レンタカーを私有地その他駐停車が認められていない場所に無断で駐停車し、当社が土地の所有者や警察等からレンタカーの移動を求められた場合、直ちに借受人又は運転者による移動が困難であると当社が判断したときは、当社は当該レンタカーを移動又は回収することができるものとします。                                        |
| 第 19 条(定期点検整備)<br>第 3 項                 | 3.第 1 項の確認又は貸出前の車両確認の結果、レンタカーの使用が <u>困難である</u> 場合には、第 4 条第 5 項により、借受人によりなされた予約契約は解除されるものとします。なお、 <u>この場合、当社はレンタカーの稼働状況との関係で差支えない範囲で、他のレンタカーを案内するよう努めるものとしますが、それ以上の責任を負うものではありません。</u>                           | 3.第 1 項の確認又は貸出前の車両確認の結果、レンタカーの使用が <u>不適当と認められた</u> 場合には、第 4 条第 5 項により、借受人によりなされた予約契約は解除されるものとします。なお、 <u>借受人は、この予約契約の解除により生じた損害について、当社の責任を問わないものとします。</u>                                                 |
| 第 22 条(禁止行為)<br>第 10 号                  | <u>(10) 当社が許可した場合を除き、ペットを同乗させること。</u>                                                                                                                                                                           | (新設)                                                                                                                                                                                                     |
| 第 22 条(禁止行為)<br>第 11 号                  | <u>(11) 当社が許可した場合を除き、灯油及びガソリン等の危険物、ならびに放射性物質及び感染症の検体等当社又は他の利用者に危害若しくは健康被害を及ぼすおそれのある物品を積み込むこと。</u>                                                                                                               | (新設)                                                                                                                                                                                                     |
| 第 24 条(賠償責任)<br>第 3 項                   | 3.本約款の <u>その他の定めに関わらず、貸渡契約に関して当社の責に帰すべき事由(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)</u> により借受人に損害が生じた場合には、当社は、通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における貸渡料金相当額を上限として債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。 | 3.貸渡契約の <u>履行に際して</u> 当社の責に帰すべき事由により借受人に損害が生じた場合には、 <u>当社に故意又は重大な過失がある場合を除いて、</u> 当社は、通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における貸渡料金相当額を上限として債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。     |
| 第 25 条(補償)<br>第 1 項                     | 1.当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が <u>利用中の事故により</u> 負担した前条第 2 項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。                                                                                                           | 1.当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した前条第 2 項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。                                                                                                                      |
| 第 26 条(駐車違反の場合の措置等)<br>第 4 項            | 4.当社は、当社が <u>合理的に判断し</u> 必要と認めた場合には、警察及び公安委員会に対して自認書及び借受条件、当社に登録された借受人又は運転者情報、借受人に貸し渡したレンタカーの登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、借受人及び運転者はこれに予め同意するものとします。                                                     | 4.当社は、当社が必要と認めた場合には、警察及び公安委員会に対して自認書及び借受条件、当社に登録された借受人又は運転者情報、借受人に貸し渡したレンタカーの登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、借受人及び運転者はこれに予め同意するものとします。                                                              |
| 第 26 条(駐車違反の場合の措置等)<br>第 8 項            | 8.第 1 項の規定により借受人又は運転者が駐車違反に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第 2 項に基づいて違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 2 項の自認書に署名する旨の当社の求めに応じないときは、当社は、別途定める額の駐車違反金(以下「駐車違反金」といいます。)を借受人に請求し、これを第 6 項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てることができるものとします。        | 8.第 1 項の規定により借受人又は運転者が駐車違反に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第 2 項に基づいて違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 2 項の自認書に署名する旨の当社の求めに応じないときは、当社は、別途定める額の駐車違反金(以下「駐車違反金」といいます。)を借受人に請求し、これを第 5 項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てることができるものとします。 |
| 第 26 条(駐車違反の場合の措置等)<br>第 11 項           | 11.第 7 項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第 6 項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。                                                                              | 11.第 7 項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第 5 項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。                                                                       |
| 第 26 条(駐車違反の場合の措置)                      | 12.レンタカーを路上に違法駐車している間に発生した事件、事故等により当社に発生した損害(違法駐車されていたレンタカーが                                                                                                                                                    | 12.レンタカーを路上に違法駐車している間に発生した事件、事故等により当社に発生した損害(違法駐車されていたレンタカーが                                                                                                                                             |

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 等)<br>第 12 項                         | 損傷した場合における修理費用及びレッカー費用を含む)については、借受人が賠償責任を負うものとします。                                                                                                                                                                                                                  | 損傷した場合における修理費用及びレッカー費用を含む)については、借受人が賠償責任を負うものとし、 <u>また、当該事件、事故等により借受人及び運転者に発生した損害について、当社は責任を負いません。</u>                                                                                                       |
| 第 29 条(故障時の措置等)<br>第 4 項             | 4.借受人は、当社が第 19 条に定める定期点検整備を行ったにもかかわらず発生した故障等によりレンタカーを使用することができなかった場合、 <u>当社の責めに帰すべき事由がない限り</u> 、これにより生じた損害について当社の責任を問わないものとします。                                                                                                                                     | 4.借受人は、当社が第 19 条に定める定期点検整備を行ったにもかかわらず発生した故障等によりレンタカーを使用することができなかった場合、これにより生じた損害について当社の責任を問わないものとします。                                                                                                         |
| 第 30 条(不可抗力事由による免責)<br>第 2 項         | 2.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の借受人による返還遅延、固定電話・携帯電話・ <u>スマートフォン</u> ・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の <u>当社の責めに帰すべきからざる</u> 事由により、当社がレンタカーの貸渡ができなくなった場合には、これにより借受人に生ずる損害について賠償責任を負わないものとします。                             | 2.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の借受人による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の <u>不可抗力</u> 事由により、当社がレンタカーの貸渡ができなくなった場合には、これにより借受人に生ずる損害について賠償責任を負わないものとします。 |
| 第 32 条(返還時の確認等)<br>第 3 項             | 3.借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカーの中に借受人又は同乗者その他の第三者が残置した物品(以下「残置物」といいます。)のないことを自らの責任において確認して返還するものとします。                                                                                                                                                                    | 3.借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカーの中に借受人又は同乗者その他の第三者が残置した物品(以下「残置物」といいます。)のないことを自らの責任において確認して返還するものとし、 <u>当社は、返還後の残置物について責を負わないものとします。</u>                                                                           |
| 第 33 条(残置物の取扱い)<br>第 2 項             | 2.当社は、レンタカーに残置物が遺留されていないかを確認する責任を負うものではなく、残置物を遺留したことによって借受人又は同乗者その他の第三者に生じた損害について、 <u>借受人がその責任を負う</u> ものとします。                                                                                                                                                       | 2.当社は、レンタカーに残置物が遺留されていないかを確認する責任を負うものではなく、残置物を遺留したことによって借受人又は同乗者その他の第三者に生じた損害について、 <u>何らの賠償責任も負わない</u> ものとします。                                                                                               |
| 第 36 条(個人情報の利用の目的)<br>第 2 項<br>第 4 号 | <u>(4)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合</u>                                                                                                                                                                                                  | (新設)                                                                                                                                                                                                         |
| 第 36 条(個人情報の利用の目的)<br>第 2 項<br>第 5 号 | (5)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合                                                                                                                                                                 | (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき                                                                                                          |
| 第 36 条(個人情報の利用の目的)<br>第 2 項<br>第 8 号 | <u>(8)第 3 項から第 8 項に該当する場合</u>                                                                                                                                                                                                                                       | <u>(7)第 3 項から第 7 項に該当する場合</u>                                                                                                                                                                                |
| 第 36 条(個人情報の利用の目的)<br>第 6 項<br>第 1 号 | (1)当社が道路交通法第 51 条の 4 第 4 項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合                                                                                                                                                                                                                     | (1)当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合                                                                                                                                                              |
| 第 36 条(個人情報の利用の目的)<br>第 6 項<br>第 2 号 | (2)当社に対して第 26 条第 6 項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合                                                                                                                                                                                                                       | (2)当社に対して第 26 条第 5 項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合                                                                                                                                                                |
| 第 36 条(個人情報の利用の目的)<br>第 7 項<br>第 1 号 | (1)主な利用情報<br>利用に関する情報(車種、日時、店舗、走行距離、料金、特典、キャンペーン、補償コース、オプション、事故負担金等)、予約に関する情報(方法、日時、変更、取消等)、レンタカーに搭載している GPS、ドライブレコーダー、車載器記録情報等                                                                                                                                     | (1)主な利用情報<br>利用に関する情報(車種、日時、店舗、走行距離、料金、特典、キャンペーン、補償コース、オプション、事故負担金等)、予約に関する情報(方法、日時、変更、取消等)、レンタカー <u>車両</u> に搭載している GPS、ドライブレコーダー、車載器記録情報等                                                                   |
| 第 36 条(個人情報の利用の目的)<br>第 8 項          | <u>8.当社は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり第三者に提供する場合があります。</u><br><u>(1)第三者に提供する目的</u><br><u>第 10 条第 5 項に定める場合において、高速道路運営会社等に、該当する利用者の情報を提供するため</u><br><u>(2)提供する個人情報の項目</u><br><u>氏名 住所 電話番号(その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報)</u><br><u>(3)提供の手段又は方法</u><br><u>郵送、FAX 送信、口頭(電話)</u> | (新設)                                                                                                                                                                                                         |

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                           | <u>(4)当該情報の提供を受ける者</u><br><u>借受人又は運転者が利用した高速道路運営会社等</u>                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                             |
| 第 37 条(GPS 機能)<br>第 2 項<br>第 1 号          | (1)本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。(開示先:当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等)                                                                                                                                                                                                                                              | (1)本サービス及びレンタカー <u>車両</u> に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。(開示先:当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等)                                                                                                                     |
| 第 38 条(ドライブレコーダー)<br>第 2 項<br>第 1 号       | (1)本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。(開示先:当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等)                                                                                                                                                                                                                                              | (1)本サービス及びレンタカー <u>車両</u> に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。(開示先:当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等)                                                                                                                     |
| 第 38 条(ドライブレコーダー)<br>第 3 項                | 3.ドライブレコーダーによって記録された情報は、一定期間保存し(取得後、 <u>1週間</u> 程度を目安とする)、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。                                                                                                                                                                                                                                           | 3.ドライブレコーダーによって記録された情報は、一定期間保存し(取得後、 <u>3カ月</u> 程度を目安とする)、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。                                                                                                                             |
| 第 40 条(レンタカーの貸渡の中止)<br>第 2 項              | 2. <u>借受人は、前項各号のいずれかの事由によりレンタカー貸渡の遅延、又は中止等が発生する場合があることを予め承諾の上、本サービスの利用を開始するものとします。</u>                                                                                                                                                                                                                                    | 2. <u>当社は、前項各号のいずれかの事由によりレンタカー貸渡の遅延、又は中止等が発生し、これに起因して借受人が被った損害について一切責任を負わないものとします。</u>                                                                                                                      |
| 第 41 条(通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責)<br>第 1 項 | 1.当社は、借受人への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、レンタカー貸渡に係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができます。                                                                                                                                                                                                                            | 1.当社は、借受人への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、レンタカー貸渡に係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができます。 <u>これに起因して借受人が被った損害について一切責任を負わないものとします。</u>                                                                  |
| 第 41 条(通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責)<br>第 3 項 | <u>3.当社は、レンタカーに搭載しているカーナビについて、その精度、正確性、完全性、及び動作を保証するものではありません。</u>                                                                                                                                                                                                                                                        | (新設)                                                                                                                                                                                                        |
| 第 43 条(細 則)<br>第 2 項                      | 2.当社は、別に細則を定めたときは、当社のホームページ、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。                                                                                                                                                                                                                                                          | 2.当社は、別に細則を定めたときは、 <u>当社の営業店(営業所)に掲示するとともに</u> 、当社のホームページ、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。                                                                                                              |
| 第 44 条(本約款等の変更)<br>第 2 項                  | 2.本約款及び細則の変更は、変更内容を第 36 条第 9 項記載の当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で借受人に告知することにより行うものとします。                                                                                                                                                                                                                                 | 2.本約款及び細則の変更は、変更内容を第 36 条 8 項記載の当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で借受人に告知することにより行うものとします。                                                                                                                    |
| 第 45 条(代理権の授与)                            | <u>1.当社は、借受人が本サービス利用中、当社が締結した売買契約又は利用契約等に基づき、他社が販売する商品を購入、又は他社が提供するサービスを利用する必要がある場合、借受人に対し代理権を授与する場合があります。</u><br><u>2.当社が借受人に代理権を授与する場合、代理権の範囲は、本約款又は第 36 条第 9 項のホームページに定めるものとし、借受人は授与された代理権の範囲において、当社の代理行為を行うものとします。</u><br><u>3.借受人が、代理権を濫用し、当社が定めた代理権の範囲を逸脱した行為によって、当社又は他者に損害を与えた場合、借受人は当該損害を自己の責任において賠償するものとします。</u> | (新設)                                                                                                                                                                                                        |
| プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する特則              | <u>第 8 章 プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する特則</u><br><u>第 47 条(電気自動車の利用)</u>                                                                                                                                                                                                                                                      | プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する <u>特約</u>                                                                                                                                                                        |
| 第 47 条(電気自動車の利用)<br>第 4 項                 | 4.電気自動車等又は充電器の不適切な取扱い又は不注意等、借受人又は運転者の責に帰すべき事由により生じた事故、トラブル等について、 <u>借受人又は運転者が責任を負う</u> ものとします。                                                                                                                                                                                                                            | 4.電気自動車等又は充電器の不適切な取扱い又は不注意等、借受人又は運転者の責に帰すべき事由により生じた事故、トラブル等について、 <u>当社は責任を負わない</u> ものとします。                                                                                                                  |
| 第 47 条(電気自動車の利用)<br>第 5 項                 | 5.借受人及び運転者は、電気自動車等の返還にあたり、第 32 条、第 34 条の定めに従うほか、充電器の充電ケーブルを電気自動車等の充電装置に接続して返還するものとします。なお、充電器の充電ケーブルを電気自動車等に接続しないで電気自動車等を返還した場合、借受人又は運転者は、対応に要した費用、及び以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害を賠償するものとします。                                                                                                                                      | 5.借受人及び運転者は、電気自動車等の返還にあたり、 <u>タイムズカーレンタル貸渡約款</u> 第 32 条、第 34 条の定めに従うほか、充電器の充電ケーブルを電気自動車等の充電装置に接続して返還するものとします。なお、充電器の充電ケーブルを電気自動車等に接続しないで電気自動車等を返還した場合、借受人又は運転者は、対応に要した費用、及び以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害を賠償するものとします。 |

|                                        |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 47 条(電気自動車の利用)<br/>第 7 項</p>      | <p>7.電気自動車等が充電不足に起因して車両走行不能となった場合、<u>借受人がその責任を負う</u>ものとし、レッカー費用その他返還場所への帰着に係るすべての費用は、借受人及び運転者が負担するものとします。</p>                                                                                                                 | <p>7.<u>当社は</u>、電気自動車等が充電不足に起因して車両走行不能となった場合、<u>いかなる責任も負わない</u>ものとし、レッカー費用その他返還場所への帰着に係るすべての費用は、借受人及び運転者が負担するものとします。</p>                                                                                                     |
| <p>「ピット Go」サービスの利用に関する特約<br/>第 3 項</p> | <p>3.借受人が本サービスを利用する場合、<u>本約款第 7 条第 1 項</u>の定めに拘らず、当社が借受人若しくは運転者の運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、又は当社が対象サービスに登録された借受人若しくは運転者の運転免許証に関する情報を確認することにより、借受人又は運転者の運転免許証について確認するものとします。なお、<u>本約款第 9 条</u>に定める貸渡証は、<u>ウェブサイト</u>上で発行するものとします。</p> | <p>3.借受人が本サービスを利用する場合、<u>貸渡約款第 7 条第 1 項</u>の定めに拘らず、当社が借受人若しくは運転者の運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、又は当社が対象サービスに登録された借受人若しくは運転者の運転免許証に関する情報を確認することにより、借受人又は運転者の運転免許証について確認するものとします。なお、<u>貸渡約款第 9 条</u>に定める貸渡証は、<u>WEB</u>上で発行するものとします。</p> |
| <p>「ピット Go」サービスの利用に関する特約<br/>第4項</p>   | <p>4.本サービスを利用した場合、当社が認めた場合に限り、借受人及び運転者は、<u>本約款第 32 条第 1 項</u>の定めに拘らず、当社の立会いなく、レンタカーを返還することができます。</p>                                                                                                                          | <p>4.本サービスを利用した場合、当社が認めた場合に限り、借受人及び運転者は、<u>貸渡約款第 32 条第 1 項</u>の定めに拘らず、当社の立会いなく、レンタカーを返還することができます。</p>                                                                                                                        |

※条文新設に伴う条数のみの変更は含みません。

## ネットクレジットカード決済特約 新旧対比表(2021年4月1日改定)

| 条項                 | 新条文                                                                                                                                               | 旧条文                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4条(クレジットカード情報の入力) | 予約者は、ネットクレジットカード決済に使用するクレジットカードの会員番号(カード番号)と有効期限を正しく入力するものとし、入力が正しくなされなかった場合は、当社は、レンタカーの予約を拒絶することができ、予約完了後に入力内容が不正確であると判明したときは、当社は予約を取消することができます。 | 予約者は、ネットクレジットカード決済に使用するクレジットカードの会員番号(カード番号)と有効期限を正しく入力するものとし、入力が正しくなされなかった場合は、当社は、レンタカーの予約を拒絶することができ、予約完了後に入力内容が不正確であると判明したときは、当社は予約を取消することができます。 <u>この場合、当社は、予約の拒絶及び取消について一切の責任を負いません。</u> |

## タイムズカーレンタル法人会員サービス規約 新旧対比表(2021年4月1日改定)

| 条項                         | 新条文                                                                                                | 旧条文                                                                                                         |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 12 条(規約の変更及び承認)<br>第 2 項 | 2.本規約の変更は、変更内容をタイムズカーレンタル貸渡約款第 36 条第 9 項所定のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。)に掲載する方法で法人会員に告知することにより行うものとする。 | 2.本規約の変更は、変更内容をタイムズカーレンタル貸渡約款第 36 条第 5 項所定のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。)に掲載する方法で法人会員に告知することにより行うものとする。          |
| 第 13 条(合意管<br>轄裁判所)        | 本規約に基づく法人会員とタイムズモビリティとの諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の <u>専属的合意</u> 管轄裁判所は、 <u>東京簡易裁判所または東京地方裁判所</u> とする。      | 本規約に基づく法人会員とタイムズモビリティとの諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、 <u>タイムズモビリティ又はタイムズビジネスサービス会員サービスの運営者の所在地を管轄する裁判所</u> とする。 |